

第8 税制の状況

- 1 平成19年度の税制改正の概要 141
- 2 平成19年度の県税の概要 146

1 平成19年度税制改正の概要

税 目	改 正 点
個人住民税	<ol style="list-style-type: none"> 1 上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率の延長 <ul style="list-style-type: none"> 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の軽減税率を平成19年12月31日まで、1年延長 特定配当等に係る県民税の軽減税率を平成20年3月31日まで、1年延長 2 県から市町村への徴収金の払込方法の改善等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 徴取引継が行われた場合の県から市町村への徴収金の払込方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> 県が徴収した徴収金の市町村への払い込みについて、県が市町村の同意を得たときは、一旦その全額を払い込んだ上で、市町村が県民税相当分を県に払い込むことも可 (2) 県から市町村への株式等譲渡所得割交付金の交付時期の見直し <ul style="list-style-type: none"> 県から市町村に交付する株式等譲渡所得割交付金の交付時期を3月へ一本化 3 税源移譲に伴う特別の軽減措置に係る申告書様式の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅ローン特別控除に係る申告書様式・添付書類 (2) 平成19年における所得変動に伴い移譲初年度分（19年度分）の個人住民税を減額する措置に係る申告書様式
法人住民税	<ol style="list-style-type: none"> 1 新信託法の制定に伴う規定の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 信託段階で法人課税される信託の範囲の拡大（法人課税信託）に伴う規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> 受託者に対し信託財産から生ずる所得について、受託者の固有財産から生ずる所得と区別して課税 (2) 法人以外のものが法人課税信託の引受けを行う場合の課税 <ul style="list-style-type: none"> 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合には、法人とみなして法人税割額を課税 (3) 法人課税信託における信託財産と受託者の固有財産の区別 <ul style="list-style-type: none"> 法人課税信託の受託者を、信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして課税 (4) 法人課税信託の受託者に係る均等割の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 法人課税信託の受託者に係る均等割は、信託財産と固有財産の区分の適用から除外 2 利子割還付に係る均等割への充当関係規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> 県民税法人税割から控除しきれなかった利子割額について均等割充当の申し出があった場合は、均等割に充当 <ul style="list-style-type: none"> （平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用）
法人事業税	<ol style="list-style-type: none"> 1 新信託法の制定に伴う規定の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 信託段階で法人課税される信託の範囲の拡大（法人課税信託）に伴う規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> 受託者に対し信託財産から生ずる所得について、受託者の固有財産から生ずる所得と区別して課税 (2) 法人以外のものが法人課税信託の引受けを行う場合の課税 <ul style="list-style-type: none"> 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合には、法人とみなして所得税割額を課税

法人事業税	<p>(3) 法人課税信託における信託財産と受託者の固有財産の区別 法人課税信託の受託者を、信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして課税</p> <p>(4) 外形標準課税の取扱い 資本金1億円超の法人が法人課税信託を引き受ける場合、信託財産に係る部分は、外形標準対象外</p> <p>2 電気供給業の「特定規模需要向けの託送料金」控除の特例措置の延長 平成21年3月31日まで2年間延長</p>
個人事業税	<p>1 助産師業の課税対象事業からの除外措置 第3種事業に列挙されている助産師業を課税対象事業から除外</p>
不動産取得税	<p>1 課税標準の特例措置の創設</p> <p>(1) 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置 取得が平成19年4月1日から平成22年3月31日まで行われたものに限り、不動産の2分の1に相当する額を価格から控除</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、一定の規模要件等を充たす認定建替計画に基づき取得する事業区域内の土地に係る課税標準の特例措置 取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日まで行われたものに限り、不動産の5分の1に相当する額を価格から控除</p> <p>(3) 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置 取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日まで行われたものに限り、家屋のうち路外駐車場の用に供する部分の6分の1に相当する額を価格から控除</p> <p>2 非課税等特別措置の延長</p> <p>(1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（2年延長）</p> <p>(2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（2年延長）</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(4) 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(5) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(6) 投資信託及び投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る課税標準の特例措置（1年延長）</p>

<p>不動産取得税</p>	<p>(8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(9) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(10) テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(11) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が同法に規定する民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(12) 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者（同法に規定する用地取得計画に基づき認定事業のための土地を取得する独立行政法人都市再生機構を含む。）に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(13) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある特定遊休農地に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(14) 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置（2年延長）</p> <p>(15) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置（2年延長）</p> <p>(16) 入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置（2年延長）</p> <p>(17) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る課税標準の特例措置及びその土地に係る税額の減額措置（2年延長）</p> <p>3 非課税等特別措置の縮減・合理化</p> <p>(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置は、特例の対象から農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は合同会社を除外した上、適用期限を3年延長</p> <p>(2) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により、事業区域内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る課税標準の特例の対象となる土地から、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域の区域内にある土地を除外した上、2年延長</p> <p>(3) 都市計画施設の用に供される土地の所有者が独立行政法人都市再生機構法の規定による認可を受けた計画に基づき、独立行政法人都市再生機構から交換により取得した一定の土地に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を価格10分の1（現行5分の1）に相当する額に改めた上、2年延長</p> <p>(4) 独立行政法人空港周辺整備機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置から住宅の用に供する土地を削除</p>
---------------	---

<p>不動産取得税</p>	<p>4 非課税等特別措置の廃止</p> <p>(1) 中心市街地の活性化に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場に係る課税標準の特例措置</p> <p>(2) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が取得する同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置</p> <p>(3) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>(4) 民法第 34 条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置</p> <p>(5) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置</p> <p>(6) 農業協同組合連合会が農業協同組合から信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>(7) 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>(8) 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>(9) 自動車安全運転センターが取得する自動車安全運転センター法に規定する業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置</p>
<p>自動車取得税</p>	<p>1 低公害車特例の延長等</p> <p>(1) 電気自動車に係る税率の特例措置（2年延長）</p> <p>(2) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、一定の排出ガス性能を満たすものに限定した上、2年延長</p> <p>① 車両総重量 3.5t 以下で、平成 17 年排出ガス規制適合、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より NO_x を 75% 以上低減達成</p> <p>② 車両総重量 3.5t 超で、平成 17 年排出ガス規制適合、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より NO_x を 10% 以上低減達成</p> <p>(3) ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定した上、2年延長</p> <p>① 車両総重量 3.5t 超で、平成 17 年排出ガス規制適合、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より NO_x 又は PM を 10% 以上低減達成及び平成 27 年度重量車燃費基準達成</p> <p>(4) ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、軽減率を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの取得は 2%（現行 2.2%）、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に行われたときは 1.8%とした上、2年延長</p> <p>① 車両総重量 3.5t 以下で、平成 17 年排出ガス規制適合、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より NO_x を 75% 以上低減達成及び平成 22 年度燃費基準より 20% 向上達成</p>

自動車取得税	(5) メタノール自動車を特例の対象から除外
軽油引取税	1 鉄鋼業に係る課税免除措置の廃止
狩 獵 税	<p>1 網・わな猟免許の分割に伴う狩猟税の税率</p> <p>(1) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の(2)に規定する者以外の者 ……8,200円</p> <p>(2) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 ……5,500円</p> <p>2 税率の特例</p> <p>(1) 放鳥獣区のみに係る狩猟者の登録で、(2)以外の者 ……2,000円</p> <p>(2) 放鳥獣区のみに係る狩猟者の登録で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 所得税の納付を要しない者のうち扶養親族以外の者 ……1,300円</p> <p>(3) (1)の登録を受けている者が受ける放鳥獣区及び放鳥獣区以外の場所に係る狩猟者の登録で、(4)以外の者 ……6,100円</p> <p>(4) (1)の登録を受けている者が受ける放鳥獣区及び放鳥獣区以外の場所に係る狩猟者の登録で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 所得税の納付を要しない者のうち扶養親族以外の者 ……4,100円</p>

2 平成19年度の県税の概要

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期	
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年 額 ……………1,500 円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる） その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500 円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000 円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000 円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000 円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000 円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500 円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500 円	
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年 額 ……………52,500 円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500 円	
	上記以外の法人	年 額 ……………21,000 円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000 円			
	水と緑の森づくり税				
	法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額（国税）	5.8% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%）	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	3%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	3%	翌年の1月10日	
個人 の 事 業 税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下 の場合は第1期に全額納付）	
法 人 の 事 業 税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 （H20年10月1日以後開始する事業年度に対する税率は変更）	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	1.3%	法人の県民税と同じ	
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 … 3.8% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 5.5% 800万円を超える額… 7.2% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 7.2% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 …… 5% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 7.3% 800万円を超える額… 9.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 9.6%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 …… 5% 400万円を超える額… 6.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 6.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額 (国税)	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は3.5%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 1,074円 (旧3級品は1,000本につき511円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～1,200円	翌月の15日 (毎月)
※1自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円	
			自家用		
トラック	営業用 積載量8トン以下	6,500円～29,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算			
トラック	自家用 積載量8トン以下	8,000円～40,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算			
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500円	
		第二種銃猟免許		5,500円	
自動車取得税	自動車の取得者		※2自動車の価額	※3自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	10%	核燃料挿入日から2月後の月の末日

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約25%～50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算

※2 低燃費基準を達成し、かつ排出ガス要件を満たしている自動車については、取得価額から15万円又は30万円を控除

※3 電気自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、低燃費基準を達成し、かつ排出ガス要件を満たしているハイブリッド自動車、重量車排出ガス保安基準に適合した大型ディーゼル自動車及び排出ガス要件を満たしているディーゼル乗用車については、税率から1.0%～2.7%を控除